

## 平成 22 年度第 2 回評議員会議案書

財団法人前川報恩会

**第 1 号議案 資産運用規程の一部改定の件**

財団法人前川報恩会の資産運用規程を以下のように改定することにつき、審議のうえ承認を求めます。

	改定前	改定後
第 10 条第 2 項	運用対象商品の購入若しくは売却を決定する場合には、購入額若しくは売却額により理事長決裁の権限委譲を行い、専決者を次の通り定める。 (1)1 億円以上…資産運用委員会 (2)1 億円以下…資産運用責任者	運用対象商品の購入若しくは売却を決定する場合には、購入額若しくは売却額により理事長決裁の権限委譲を行い、専決者を次の通り定める。 (1)1 億円超…資産運用委員会 (2)1 億円以下…資産運用責任者

以 上